

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十 (略) 十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。） （法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。） （法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 十二～十五の二 (略) 十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。 十六の二～十六の四 (略)	(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十 (略) 十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。） （同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。 十二～十五の二 (略) 十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。 十六の二～十六の四 (略)

十七 有価証券通知書 法第四條第六項の規定による通知書をいう。	十七 有価証券通知書 法第四條第五項の規定による通知書をいう。
十七の二 発行登録通知書 法第二十三條の八第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。第十四條の十一において同じ。）において準用する法第四條第六項の規定による通知書をいう。 十七の三〇三十一（略）	十七の二 発行登録通知書 法第二十三條の八第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。第十四條の十一において同じ。）において準用する法第四條第五項の規定による通知書をいう。 十七の三〇三十一（略）
三十二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二條第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。	（新設）
三十三 特定投資家向け有価証券 法第四條第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。	（新設）
三十四 特定投資家向け取得勧誘 法第四條第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。	（新設）
三十五 特定証券等情報 法第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報をいう。	（新設）
三十六 発行者等情報 法第二十七條の三十四に規定する発行者等情報をいう。	（新設）
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）
第二條（略）	第二條（略）
3 法第四條第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。	3 法第四條第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

四〃八 (略)

(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)

第二条の五 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)であり、かつ、支配株主等(令第十五条の十第二項に規定する支配株主等をいい、当該発行者が指定法人である場合には、これに準ずる者を含む。)である者(以下この条において「特定役員」という。)若しくは当該特定役員の被支配法人等(当該発行者を除く。)に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

四〃八 (略)

(新設)

三 法第四条第三項第三号に該当することとなつた有価証券の所有者（当該有価証券の発行者を除く。）が、当該有価証券（同号に該当することとなつた日前から所有するものに限り。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

（同一種類の有価証券）

第二条の六 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第二条の七 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特

（新設）

（新設）

定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第二条の八 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 申請時における株主名簿（優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者の名簿。次項第一号において同じ。）の写し

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び直前事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度（次号において「基準事業年度」という。）すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第

（新設）

三十四条に規定する金融商品取引業者等という。以下同じ。）の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）を除く。）の数

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 四 （略）

（有価証券通知書）

第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2・3 （略）

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

（届出書提出期限の特例）

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 四 （略）

（有価証券通知書）

第四条 法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2・3 （略）

4 法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。）とする。

(開示が行われている場合)

第六条 法第四條第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売却し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売却しに関する法第四條第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売却し)

第九條の二 法第五條第二項に規定する発行価額又は売却価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売却しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売却しのうち次の各号に掲げるものの以外のもとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一條の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を

(開示が行われている場合)

第六条 法第四條第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売却し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売却しに関する法第四條第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売却し)

第九條の二 法第五條第二項に規定する発行価額又は売却価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売却しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売却しのうち次の各号に掲げるものの以外のもとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一條の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算し

合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

四・五 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転(当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された株式移転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社(会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。)となつた会社(以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社(以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書(適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式

た金額が五億円以上となる場合における当該募集

四・五 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転(当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された株式移転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子会社(会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下同じ。)となつた会社(以下この項において「当該株式移転完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしていた会社(以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式移転完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近の有価証券報告書(適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しようとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転

移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2・4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ヘ （略）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号

完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2・4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ヘ （略）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号

に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三條第二項第一号ロ(2)(法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三條第二項第一号ロ(2)(法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四條の十一 法第二十三條の八第四項において準用する法第四條第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三條の八第四項において準用する法第四條第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四條の十四の二 法第二十三條の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場（法第二條第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（法第二條第

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四條の十一 法第二十三條の八第四項において準用する法第四條第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三條の八第四項において準用する法第四條第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(新設)

四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を行う場合
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う
方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方
法

二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売
買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行
う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う
場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業
協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定
める規則において定める方法

三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して
行う方法

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事
項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧
誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行
われていないこと。

二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧
誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該
当することとなること。

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧
誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二
号ロ若しくは定義府令第十一条の三又は令第一条の八の二第一号

ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三に規定する条
件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧
誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第
三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け
取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証
券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定
投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券について既に行われた特
定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係
る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十
二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により発行者等情
報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表
に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定に
より発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3 法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事
項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価
証券に該当すること。

二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合
に該当しないこと。

三 当該有価証券交付勧誘等が第二条の五第一項各号に掲げる場合

に該当するものとして行われる場合には、その旨

四 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、
法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧
誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧
誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が
公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第
二項若しくは第三項の規定により発行者等情報が公表されている
場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページ
アドレスを含む。）

六 当該有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定に
より発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において
準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で
定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧
誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。
）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第
一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において
準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で
定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧
誘（法第二十三条の十三第三項に規定する少人数向け勧誘をいう。
）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第
一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

2 法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、

一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合 (イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である内国会社が同項本文に規定する承認を受けようとする場合には

一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。)に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合 (イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3 8 (略)

(新設)

、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

四 第三項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 前項第三号に規定する理由を証する書面

3 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国会社が、やむを得ない理由により有価証券報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

(外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該

慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由により有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内（当該事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、

法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（新設）

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

一 当該有価証券の発行者の株主名簿、有価証券信託受益証券に係る受益権名簿、預託証券の所有者の名簿又は優先出資者名簿（以下この条において「株主名簿等」という。）に記載された法第二十一条第三項第一号から第三号までに掲げる者の数

二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二十一条第三項第四号に掲げる者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。）に関し、法第三十四条の二第五項の規定

一・二 (略)

(新設)

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(新設)

により特定投資家以外の顧客としてみなされる者であることを当該発行者が知つてゐる者を除く。の数

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第四項で準用する場合を含む。）の規定により特定投資家としてみなされる者であることを当該発行者が知つてゐる者に限る。）の数

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第十六条（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一（略）

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第十六条（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一（略）

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一（略）

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一（略）

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定

款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコモーションアル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1)・(2) (略)

ニ～ヘ (略)

二 外国会社 次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

2 (略)

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に

款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ・ロ (略)

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコモーションアル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1)・(2) (略)

ニ～ヘ (略)

二 外国会社

イ～ニ (略)

ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

2 (略)

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に

規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は

規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(新設)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は

慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書とその事業年度経過後四月以内（当該事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に關する法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した

慣行により、外国会社報告書とその事業年度経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

6 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書

書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

三 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

四 第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出す

面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(新設)

る場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 第一項第三号に規定する理由を証する書面

三 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、やむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請に係る四半期報告書等について、承認をするものとする。

5 前項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

6 第三項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(臨時報告書の記載内容)

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コモーション・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ (略)

ロ 次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1) 株券

(i) (iii) (略)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コモーション・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合

イ (略)

ロ 次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1) 株券

(i) (iii) (略)

		(iv) 株式の内容
	(2) 新株予約権証券	
	(i) (iii) (略)	
	(iv) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	
	(v) (ix) (略)	
	(3) 新株予約権付社債券	
	(i) (v) (略)	
	(vi) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	
	(vii) (xiii) (略)	
	ハ又 (略)	
	二 (略)	
	二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合	
	イホ (略)	
	三十九 (略)	
	3 6 (略)	
7	第二項第一号ロ(1)(iv)、(2)(iv)及び(3)(vi)（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）に規定する株式の内容は、次の各号に	

		(新設) (iv) 株式の内容
	(2) 新株予約権証券	
	(i) (iii) (略)	
	(iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	(v) (ix) (略)	
	(3) 新株予約権付社債券	
	(i) (v) (略)	
	(vi) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
	(vii) (xiii) (略)	
	ハ又 (略)	
	二 (略)	
	二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合	
	イホ (略)	
	三十九 (略)	
	3 6 (略)	
	(新設)	

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

一 提出会社が種類株式発行会社（会社法第十二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。）である場合 次に掲げる事項

イ 会社法第百八条第一項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容

ロ 単元株式数（株式の種類ごとに異なる単元株式数の定めがある場合には、その旨及びその理由並びに他の種類の株式に係る単元株式数を含む。）

ハ 会社法第三百二十二条第一項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めた場合には、その旨

ニ 他の種類の株式であつて、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由

二 前号に掲げる場合以外の場合 会社が、発行する全部の株式の内容として会社法第百七条第一項各号に掲げる事項を定款に定めている場合には、当該定めの内容

8・9（略）

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請

7・8（略）

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請

書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国親会社等の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る親会社等状況報告書の提出に関して同項の承認を受け

書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国親会社等の本国の法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(新設)

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後

ている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社状況等報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る親会社状況等報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国親会社等が毎事業年度経過後三月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を財務局長等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければ

三月以内（直前事業年度に係る親会社状況等報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る親会社状況等報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国親会社等が毎事業年度経過後三月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を財務局長等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければ

ばならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法
第二十三条の三（略）

ばならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法
第二十三条の三（略）